

令和元年度自殺対策に係る取組結果について（4区市）

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
神奈川県	①「かながわ自殺対策計画」の推進	①平成30年度から	①平成30年3月策定の「かながわ自殺対策計画」を推進するため、「第26回かながわ自殺対策会議」や「第24回自殺対策に係る庁内会議」において、平成30年度実績にかかる計画の進捗状況について協議し、PDCAサイクルを活用した点検・判定等により運用。
	②地域自殺対策強化交付金事業	②平成27年度から	②【県事業】精神保健福祉センター、8保健福祉事務所、県教育委員会等で実施。民間団体が実施する事業への補助・委託の実施。 【市町村事業】令和元年度32市町村で実施。 <県事業の重点的取組み> ア 自殺未遂者支援事業：東海大学等で継続実施。 イ 若年者向け自殺対策：若年者向けストレスチェックシステムの運営を継続し、令和元年8月に映画館のスクリーン上映、令和2年3月に路線バスのデジタルサイネージを活用して周知を実施したほか、令和元年7月・12月に県内大学（県立保健福祉大学・国際医療福祉大学）におけるゲートキーパー養成研修を実施。
	③かながわ自殺対策推進センター事業	③平成29年度から	③情報の収集・提供・地域支援を実施。国・県・市町村の取組みをホームページ等により情報提供する、市町村別自殺統計の集約及び発信を行う、市町村自殺対策計画策定に関する地域への支援を行うなどにより、保健福祉事務所、市町村等の自殺対策事業の強化を図った。
	④自死遺族支援事業	④通年（相談は平成22年度から）	④自死遺族の集いを隔月で実施。自死遺族電話相談を週2日（水・木曜日）実施。また、支援者を対象にした自死遺族支援研修を実施。
	⑤ゲートキーパー養成研修の実施	⑤通年	⑤ゲートキーパー（こころサポーター）の養成。行政機関職員をはじめ、関係機関・団体、医療機関の従事者等を対象に、市町村とともに幅広い人材養成を実施。
	⑥普及啓発講演会等の実施	⑥令和元年9月・令和2年3月	⑥自殺予防週間である9月に街頭キャンペーン（9月10日）及び講演会（9月21日）（会場：いずれも伊勢原市）を開催し、県民に広く普及啓発を実施。また、鉄道会社（小田急電鉄）と連携し、9月及び3月に、沿線駅約30ヶ所の運行情報ディスプレイ等にて普及啓発を実施。
	⑦包括相談会の実施	⑦2回開催（伊勢原市：令和元年9月21日、大井町：令和2年1月19日）	⑦ワンストップサービスや地域の自殺対策ネットワーク構築のため、包括相談会を関係機関の協力により県内2ヶ所（伊勢原市・大井町）で実施。
	⑧ハイリスク地対策等地域の実情に応じた取組みの実施	⑧通年	⑧ハイリスク地における広域対策として「地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議」を開催する等、保健福祉事務所において課題解決に向けた検討会と取組みを実施。
	⑨こころ・つなげよう電話相談事業	⑨平成23年度から	⑨「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施。
	⑩うつ病対策事業	⑩令和2年3月5日開催予定を中止	⑩県民・うつ病患者・家族等を対象に講演会（令和2年3月5日、会場：三浦市）を実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
	⑪ICTを活用した若年者支援の検討	⑪平成30年度から	⑪平成30年度に立ち上げたICTを活用した若年者支援の検討のためのワーキンググループの協議結果をもとに令和元年3月に再試行した「Twitter広告を活用した自殺対策相談窓口への誘導強化事業」について、ランディングページを改良したうえで令和2年3月に実施。
横浜市	①普及啓発事業の実施	①平成14年度から	①市民向け講演会等の開催。街頭キャンペーンの実施。リーフレット作成・配布、自殺対策ホームページの運営、広告媒体の活用、公共施設でのパネル展等。「横浜市こころの健康相談センター・横浜市立大学共催により、10月1日（火）14:00～16:00開港記念会館にて講演会「中高年のメンタルヘルス」を開催
	②人材育成（ゲートキーパー養成）研修の実施	②平成17年度から	②一般市民や市職員・保健医療福祉従事者等を対象とした人材育成（ゲートキーパー養成）研修を実施。
	③自殺未遂者再発防止事業の実施	③平成22年度から	③救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援や二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するフォローアップ事業を実施。
	④自死遺族支援の実施	④平成19年度から	④自死遺族の集いを月1回開催、専用電話相談として自死遺族ホットラインを月2回開設。チラシ作成・配布による周知。
	⑤市域特性に応じた取組の推進	⑤平成26年度から	⑤市域における対策を推進し、「生きやすい、住みやすい都市横浜」を実現していくため、「よこはま自殺対策ネットワーク協議会」を開催。
	⑥地域自殺対策推進センターの運営	⑥平成24年度から	⑥こころの健康相談センター内に併設。地域における関係機関の連携推進、人材育成、情報発信の拠点として、研修や区担当者を対象とした連絡会議等を開催。
	⑦インターネットを活用した相談支援の検討	⑦令和元年度から	⑦自殺対策におけるインターネットを活用した相談支援事業を開始。

令和元年度自殺対策に係る取組結果について（4区市）

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
川崎市	①推進体制整備	①通年	①第2次川崎市自殺対策総合推進計画の推進のため、「庁内連携会議」「地域連携会議」「川崎市自殺対策評価委員会」を年2回ずつ開催。
	②普及啓発事業	②平成18年度から	②区役所等の公共施設、市内広報掲示板、映画館、JR南武・鶴見線、市街地ビジョン、地下街通路、ホームページ等を通じて、自殺対策関連事業のポスター・チラシ配布、映像広告の掲出。また、街頭キャンペーン(9月10日)にて普及啓発物の配布や市民向け講演会「こころの健康セミナー」(9月28日)を開催。
	③自死遺族支援事業	③平成19年度から	③自死遺族の集い(かわさきこもれびの会)を2か月に1回開催。なお、今年度より奇数月開催に変更。また、自死遺族電話相談を毎月第2・第4木曜に実施。
	④相談支援事業	④通年	④「こころの電話相談」の実施。
	⑤人材育成・ゲートキーパー養成事業	⑤平成20年度から	⑤医療・介護・福祉関係支援者向け研修として、「地域包括ケアにおける自殺対策研修」を市内南部・中部・北部の3か所(7月3日、7月10日、7月31日)で開催。また、相談支援職向けのゲートキーパー研修を市内南部・中部・北部で4回(12月2日の午後・夜間、12月9日の午後・夜間)開催。
	⑥自殺未遂者支援事業	⑥平成22年度から	⑥医療・介護・福祉関係支援者向け研修として、「自殺予防セミナー」を年間2回(7月9日、11月22日)開催(3回目はコロナの影響で中止)。また、自殺死亡率の高い川崎区を中心に、医療・介護・福祉支援に携わる人材を中心に2か月に1回、研修や事例検討を開催。
	⑦自殺未遂者支援・地域連携構築事業	⑦平成28年度から	⑦川崎市中部地区(中原・高津・宮前区)において、自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を実施し、三次救急医療機関に搬送された自殺企図患者等に関して、退院後の支援を実施。
相模原市	①推進体制整備	①年度内各2回	①市自殺対策協議会、自殺対策庁内会議の開催。
	②普及啓発事業の実施	②通年(強化月間は9月と3月)	②4区市及び市と自殺対策事業における協力協定を締結している団体等(市内スポーツ団体、環境衛生団体)と連携した街頭キャンペーンの実施(9月10日)。相談機関周知用リーフレット、啓発ポスター等の作成・配布。エフエムラジオ(エフエムさがみ)でのスポットCM放送。公共交通機関(バス)車内デジタルサイネージ、映画館(MOVIX橋本)での幕間CMによる啓発。相模大野駅パブリックインフォメーションでの啓発動画の放映。市ホームページ上に開設した自殺対策特設サイト「リブちゃんネル」の運用。市内公共施設、図書館での啓発コーナー設置及び啓発ステッカーの貼付。
	③人材育成(ゲートキーパー研修の実施)	③通年	③市民、学校関係、市職員等を対象としたゲートキーパー研修の開催(9月19日)。児童・生徒による自傷行為への理解を深め、学校において速やかで適切な対応を図れるようにすることを目的として、市内小・中学校の教職員を対象とした児童・生徒に係る自傷行為対応力向上研修の開催(1月29日)。
	④当事者支援	④通年	④こころの電話相談及び「いきる」ホットライン(自殺予防・自死遺族専門電話相談)の開設。
	⑤医療機関との連携による自殺未遂者支援	⑤通年	⑤医療機関(北里大学病院救命救急・災害医療センター)に自殺未遂で搬送された市民に対して、精神保健福祉センター職員が病院を訪問し、退院後の支援を行う。
	⑥自死遺族支援の実施	⑥通年	⑥自死遺族の集い(さがみはら わかち合いの会)の開催。自死遺族支援リーフレットの作成・配布。
	⑦ハイリスク地対策	⑦通年	⑦ハイリスク地駐車場の夜間閉鎖等を地域団体と連携して実施する。

令和2年度自殺対策に係る取組予定について(4縣市)

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
神奈川県	①「かながわ自殺対策計画」の推進	①平成30年度から	①平成30年3月策定の「かながわ自殺対策計画」を推進するため、「第28回かながわ自殺対策会議」や「第25回自殺対策に係る庁内会議」において、令和元年度実績にかかる計画の進捗状況について協議し、PDCAサイクルを活用した点検・判定等により運用していく。
	②地域自殺対策強化交付金事業	②平成27年度から	②【県事業】精神保健福祉センター、8保健福祉事務所、県教育委員会等で実施。民間団体が実施する事業への補助・委託の実施。 【市町村事業】令和2年度31市町村で実施予定。 ＜県事業の重点的取組み＞ ア 自殺未遂者支援事業：東海大学等で継続実施。 イ 若年者向け自殺対策：若年者向けストレスチェックシステムの運営を継続するほか、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、路線バスのデジタルサイネージ等を活用した周知や、県内大学におけるゲートキーパー養成研修を実施予定。
	③かながわ自殺対策推進センター事業	③平成29年度から	③情報の収集・提供・地域支援を実施。国・県・市町村の取組みをホームページ等により情報提供する、市町村別自殺統計の集約及び発信を行う、市町村自殺対策計画策定・運用に関する地域への支援を行うなどにより、保健福祉事務所、市町村等の自殺対策事業の強化を図る。
	④自死遺族支援事業	④通年(相談は平成22年度から開始)	④自死遺族の集いを隔月で実施(4月、6月は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止)。自死遺族電話相談を週2日(水・木曜日)実施。また、支援者を対象にした自死遺族支援研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催未定。
	⑤ゲートキーパー養成研修の実施	⑤通年	⑤ゲートキーパー(こころサポーター)の養成。行政機関職員をはじめ、関係機関・団体、医療機関の従事者等を対象に、市町村とともに幅広い人材養成を実施。
	⑥普及啓発講演会等の実施	⑥令和2年9月・令和3年3月	⑥新型コロナウイルス感染症の影響により、例年9月に実施の街頭キャンペーンは3月に延期、講演会は葉山町で3月13日に開催予定で調整中。また、鉄道会社(小田急電鉄)と連携し、9月及び3月に、沿線駅約30ヶ所の運行情報ディスプレイ等にて普及啓発を実施予定。
	⑦包括相談会の実施	⑦2回開催予定(1回目：9月27日逗子市)	⑦ワンストップサービスや地域の自殺対策ネットワーク構築のため、包括相談会を関係機関の協力により県内2ヶ所(逗子市ほか調整中)で実施予定。
	⑧ハイリスク地対策等地域の実情に応じた取組みの実施	⑧通年	⑧ハイリスク地における広域対策として「地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議」を開催する等、保健福祉事務所において課題解決に向けた検討会と取組みを実施していく。
	⑨こころ・つなげよう電話相談事業	⑨平成23年度から	⑨「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施していく。
	⑩うつ病対策事業	⑩開催時期調整中	⑩県民・うつ病患者・家族等を対象にした講演会の開催について、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら調整中。
	⑪【新規】ICTを活用した若年層のこころの相談支援体制整備事業	⑪令和2年度から(Twitter広告は平成29年度から試行実施)	⑪若年層がより気軽に相談できる環境を広域的に整えるため、LINEを活用したこころの健康相談「いのちのほっとライン@かながわ」を令和2年4月24日から令和3年3月31日まで開設し、「Twitter広告を活用した自殺対策相談窓口への誘導強化事業(令和2年9月・令和3年3月)」と連動させながら、実施していく。
横浜市	①普及啓発事業の実施	①平成14年度から	①市民向講演会等の開催。街頭キャンペーンの実施。リーフレット作成・配布、自殺対策ホームページの運営、広告媒体の活用、公共施設でのパネル展等。「横浜市こころの健康相談センター・横浜国立大学共催により、令和3年2月24日(水)南公会堂にて講演会「(仮)災害時のメンタルヘルス」を開催。
	②人材育成(ゲートキーパー養成)研修の実施	②平成17年度から	②一般市民や市職員・保健医療福祉従事者等を対象とした人材育成(ゲートキーパー養成)研修を実施。
	③自殺未遂者再発防止事業の実施	③平成22年度から	③救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援や二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するフォローアップ事業を実施。
	④自死遺族支援の実施	④平成19年度から	④自死遺族の集いを月1回開催、専用電話相談として自死遺族ホットラインを月2回開設。チラシ作成・配布による周知。
	⑤市域特性に応じた取組の推進	⑤平成26年度から	⑤市域における対策を推進し、「生きやすい、住みやすい都市横浜」を実現していくため、「よこはま自殺対策ネットワーク協議会」を開催。
	⑥地域自殺対策推進センターの運営	⑥平成24年度から	⑥こころの健康相談センター内に併設。地域における関係機関の連携推進、人材育成、情報発信の拠点として、研修や区担当者を対象とした連絡会議等を開催。
	⑦インターネットを活用した相談支援の実施	⑦令和元年度から	⑦自殺対策におけるインターネットを活用した相談支援事業を継続実施。

令和2年度自殺対策に係る取組予定について(4縣市)

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
川崎市	①推進体制整備	①通年	①第2次川崎市自殺対策総合推進計画の推進、及び第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定のため、「庁内連携会議」「地域連携会議」「川崎市自殺対策評価委員会」を年2回ずつ開催。
	②普及啓発事業	②平成18年度から	②区役所等の公共施設、市内広報掲示板、映画館、JR南武・鶴見線、市街地ビジョン、地下街通路、ホームページ等を通じて、自殺対策関連事業のポスター・チラシ配布、映像広告の掲出。市民向け講演会「こころの健康セミナー」(令和3年3月予定)を開催予定。
	③自死遺族支援事業	③平成19年度から	③自死遺族の集い(かわさきこもれびの会)を2か月に1回奇数月に開催。また、自死遺族電話相談を毎月第2・第4木曜に実施。
	④相談支援事業	④通年	④「こころの電話相談」の実施。
	⑤人材育成・ゲートキーパー養成事業	⑤平成20年度から	⑤医療・介護・福祉関係等支援者向けに自殺対策研修を開催(予定)。開催方法については庁内で検討中。
	⑥自殺未遂者支援事業	⑥平成22年度から	⑥医療・介護・福祉関係支援者向け研修として、「自殺予防セミナー」を年間2～3回開催。
	⑦自殺未遂者支援・地域連携構築事業	⑦平成28年度から	⑦川崎市中部地区(中原・高津・宮前区)において、自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を実施し、三次救急医療機関に搬送された自殺企図患者等に関して、退院後の支援を実施。
相模原市	①推進体制整備	①年度内各2回	①市自殺対策協議会、自殺対策庁内会議の開催。
	②普及啓発事業の実施	②通年(強化月間は9月と3月)	②相談機関周知用リーフレット、啓発ポスター等の作成・配布。中学生用自殺予防啓発(市教育委員会共催)クリアファイルの作成、配布。エフエムラジオ(エフエムさがみ)でのスポットCM放送。公共交通機関(バス)車内デジタルサイネージ、映画館(MOVIX橋本)での幕間CMによる啓発。市役所本庁舎内動画モニター、相模大野駅パブリックインフォメーションでの啓発動画の放映。市ホームページ上に開設した自殺対策特設サイト「リブちゃんネル」の運用。市内公共施設、図書館での啓発コーナー設置及び啓発ステッカーの貼付。
	③人材育成(ゲートキーパー研修の実施)	③通年	③市民、学校関係、市職員等を対象としたゲートキーパー研修の開催(時期や実施方法は未定)。児童・生徒による自傷行為への理解を深め、学校において速やかで適切な対応を図れるようにすることを目的として、市内 小・中学校の教職員を対象とした児童・生徒に係る自傷行為対応力向上研修の開催(11月26日)。
	④当事者支援	④通年	④こころの電話相談及び“いきる”ホットライン(自殺予防・自死遺族専門電話相談)の開設。
	⑤医療機関との連携による自殺未遂者支援	⑤通年	⑤医療機関(北里大学病院救命救急・災害医療センター)に自殺未遂で搬送された市民に対して、精神保健福祉センター職員が病院を訪問し、退院後の支援を行う。
	⑥自死遺族支援の実施	⑥通年	⑥自死遺族の集い(さがみはら わかち合いの会)の開催。自死遺族支援リーフレットの作成・配布。
	⑦ハイリスク地対策	⑦通年	⑦ハイリスク地駐車場の夜間閉鎖等を地域団体と連携して実施する。